

第1章 指定調査機関制度等の見直し

1. 改正の必要性

(1) 従来の制度

① 指定情報処理機関

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（以下「特例法」という。）では、経済産業省令で定める特定手続を、電子情報処理組織を利用するにより行うことができると規定している（第3条第1項）。これらの手続が書面等により行われた場合等には、特許庁長官は書面等による手続に係る情報を電子化し、電子ファイルに記録しなければならないこととなっている（第6条第3項、第7条第1項及び第8条第1項）。

このファイルへの記録のために必要となる業務は定型的機械的なものであり、外部の者に行わせることができるものであるが、申請等の手続に係る情報が漏れた場合、当該手続を行った者に不利益が生じるおそれがある。このため、これらの業務に係る秘密の保持について万全な担保措置を講ずる必要がある。そこで、指定情報処理機関制度を設け、特許庁長官が指定する指定情報処理機関にこれらの業務を行わせることができるものとし、指定情報処理機関に對しては、業務の公正性、業務の実施義務等を確保するほか、罰則により秘密保持を担保する等、所要の法的措置を講じるとともに、指定の基準として公益法人であることを要件としている。

② 指定調査機関

特許出願の審査の際に行われる先行技術調査は、検索システムを用いることにより、外部の機関であっても、一定の技術的な専門知識を有する者であれば、特に高度な知識・経験を要することなく行うことができる。このため、こ

これらの業務については、特許庁長官が指定する指定調査機関に行わせることができる旨特例法第36条第1項に規定されている。

先行技術に関する調査業務は、特許査定、拒絶査定等の公権力の行使と密接に関連する業務であり、調査業務を行うに当たっては、公正かつ的確に業務が遂行される必要がある。また、調査業務を行う際に、出願公開される前の特許出願に関する情報を扱うこともある。このため、指定情報処理機関制度を設け、業務の公正性、業務の実施義務等の確保のほか、罰則により秘密保持を担保する等、所要の法的措置を講じるとともに、指定の基準として公益法人であることを要件としている。

(2) 改正の必要性

① 指定情報処理機関

近年の情報技術の急速な発展に伴い、民間において情報処理関連産業が成長しつつある。従来は、公益法人要件が課されていたため、こうした民間活力の利用には制約があった。しかし、機関の公正・中立性に関しては、公益法人でなくとも適切な監督措置規定を置くことにより確保し得ると考えられる。このため、指定の基準から公益法人要件を削除するとともに、法律に明示された一定の基準に適合していれば登録を受けられる登録制度に移行し、民間活力の利用を進めることが適當である。

② 指定調査機関

特許審査の迅速化のためには、現在、指定調査機関に行わせている先行技術に関する調査の外注をさらに拡充する必要がある。

平成14年7月に策定された「知的財産戦略大綱」及び推進計画においても、指定調査機関への新規参入の環境整備について検討すべきことが求められている。また、総合規制改革会議の第2次答申においても、特許権の調査業務を行わせている指定法人について、公益法人に限定せず、幅広く民間を指定することができるよう検討し、結論を得るべきことが述べられている。

一方、特許庁は、平成16年度から5年間にわたって、合計500人にのぼる任期付審査官を採用し、審査処理能力を大幅に増強することを目指している。しかししながら、審査の過程で行われる先行技術調査の外注の規模もそれに応じて拡大しなければ、増員の効果を十分に発揮することができない。このため、特許庁の審査官の大幅増員に対応しうる増強が調査機関の側でも必要となる。「知的財産戦略大綱」及び推進計画においても、指定調査機関への新規参入の環境整備について検討すべきことが求められている。

そこで、現在、指定調査機関として指定を受けられる者の要件である公益法人要件を撤廃し、公益法人のみならず、営利法人等であっても、一定の要件を満たしていれば、調査業務を行うことができるようにして、調査業務の外注を拡大することが必要である。

さらに、現行の指定調査機関は、技術分野を問わず調査業務を行うことが求められているが、すべての技術分野について一定の知識経験を有する調査業務実施者を揃えることは、新規に参入しようとする機関にとっては困難である。そこで、新たに登録の区分を設け、特定の技術分野ごとに登録を受けることを可能とする必要がある。

2. 改正の概要

指定情報処理機関及び指定調査機関の指定の基準から公益法人要件を削除するとともに、法律に明示された一定の基準に適合していれば登録を受けることができる登録制度に移行し、関係規定を整備する。また、調査機関の登録について、経済産業省令で定める区分ごとに登録を行うことを可能とする。

3. 改正条文の解説

(1) 登録情報処理機関

① 登録情報処理機関及び情報処理業務

◆特例法第9条

(登録情報処理機関)

- 第九条** 特許庁長官は、その登録を受けた者（以下「登録情報処理機関」という。）に、第六条第三項若しくは前条第一項の規定によるファイルへの記録、第七条第一項の規定による磁気ディスクへの記録又はこれらの記録に必要な情報の入力（入力のための準備作業を含む。）、編集若しくはこれらに類する処理（以下「情報処理業務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。
- 2 特許庁長官は、前項の規定により登録情報処理機関に情報処理業務を行わせることとしたときは、当該情報処理業務を行わないものとする。
- 3 (略)

第1項においては、特許庁長官の登録を受けた者（登録情報処理機関）に、同項に規定する情報処理業務を行わせることができることを規定している。なお、改正前においては、「特許庁長官は、経済産業省令で定めるところにより、その指定する者に、…（中略）…の全部又は一部を行わせることができる。」と規定し、省令において指定を受けようとする者が指定の申請をする場合の具体的手続を定めていたが、本条の規定上は、省令において規定すべき事項が必ずしも明らかではなかった。このため、本条から省令委任規定を削除し、登録の申請手続については第17条に基づく省令の規定で定めることとした。

第2項においては、従来、特許庁長官は、指定情報処理機関を指定したときは、当該指定情報処理機関の行う情報処理業務を行わないことを規定していた。これは、大量の情報処理業務を迅速かつ的確に行うためには、業務を指定情報処理機関に集中して行わせることが適当であると考えられたからである。しかしながら、指定制度の下では、特許庁長官が指定を行ったときは、特許庁長官が当該指定情報処理機関に現実に業務を行わせることが当然に期待されるのに対し、登録制度の下では、登録を受けたすべての機関が登録されたという

事実をもって直ちに情報処理業務を開始するわけではない。登録が行われると直ちに特許庁長官が情報処理業務を行うことができないこととすると、実際に登録情報処理機関に業務を行わせるまで、情報処理業務を行う者がいないこととなってしまう。このため、登録情報処理機関が情報処理業務を実際に行ったときは、当該登録情報処理機関が行う情報処理業務を特許庁長官が行わない旨新たに規定することとした。

② 欠格条項

◆特例法第18条

(欠格条項)

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、第九条第一項の登録を受けることができない。

- 一 (略)
- 二 第三十条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であって、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

改正前においては、ア 特許等関係法令に違反して処罰され、2年を経過していないこと（第1号）、イ 第30条の規定により指定の取消しを受け、その取り消された日から2年を経過していないこと（第2号）、ウ アに該当する者（第3号イ）又は第26条の規定による命令により解任され、その解任の日から2年を経過していない者（第3号ロ）が役員のうちにいること（第3号）、を指定の欠格事由としていた。

今改正により、機関の役員に対する解任命令の規定（第26条）が削除されたことに伴い、ウ中、第26条の規定により解任された者に係る欠格事由を削除することとした。

また、改正後においては、公益法人以外の者が指定機関に参入可能となるが、この中には法人格を有さない者も含まれる。そこで、例えば、法人格を有さない民法上の組合が代表者の名義で登録を受けていたが、登録を取り消されたような場合に、その代表者が別の法人の役員となって当該法人が登録を受けようとするような場合についても、規定の趣旨からは、登録を受けられないこととするのが適当である。このため、第3号を改正し、法人の業務を行う役員が第1号又は第2号に該当する場合についても、欠格事由に該当することとした。

③ 登録の基準

◆特例法第19条

(登録の基準)

第十九条 特許庁長官は、第十七条の規定により登録の申請をした者（以下この条において「情報処理機関登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。
この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

二 電子計算機及び情報処理業務に必要なプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。第三十七条第一項第二号において同じ。）を有すること。

二 情報処理機関登録申請者が、特定の者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 情報処理機関登録申請者が他の株式会社又は有限会社の子会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の子会社をいう。第三十七条第一項第三号イにおいて同じ。）であること。

口 情報処理機関登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあっては、業務執行権を有する社員）に占める同一の者の役員又は職員（過去二年間にその同一の者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

2 第九条第一項の登録は、情報処理機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が情報処理業務を行う事業所の名称及び所在地

情報処理機関への参入を促進するためには、法律上に明示された一定の要件を満たす場合には、行政庁の裁量の余地なく登録を受けられることとするのが適当である。

このため、本条第1項においては、登録の申請があり、かつ、その申請が本条に列挙した登録の基準のすべてに適合するときは、特許庁長官は、その者を登録情報処理機関として登録しなければならないことを規定するとともに、登録の基準の詳細を同項各号に規定した。

第1号は、登録情報処理機関が備えるべき機器等について規定している。情報処理業務は、書面で行われた出願等に係る情報の電子ファイル・磁気ディスクへの記録業務であるが、この業務を行うためには、一定の機器、プログラムを保有している必要がある。具体的には、書面に記載された情報を電子化するための機器、プログラム等である。改正前においては、この点に関し、「情報処理業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること。」(第1号)と規定していたが、今回この内容をさらに明確化した。

第2号では、登録情報処理機関の業務の公正性に係る要件を定めている。改正前においては、第2号で「その役員又は職員の構成が情報処理業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること」、第3号で「情報処理業務

以外の業務を行っているときは、その業務を行うことによって情報処理業務が不公正になるおそれがないものであること」を指定の基準としていた。情報処理業務は、特許庁に対する出願・申請手続に深く係わるものであり、公正性が求められるためである。情報処理業務に公正性が求められることは今改正後も変わるものではないが、業務の公正性については、事後的な監督措置が充実していれば参入時の制限としてあえて公正性を要求する必要性は薄いと考えられること、改正前の第2号及び第3号の規定は必ずしも機関が満たすべき具体的要件を明らかにしていなかったことから、従来の第2号及び第3号に規定されていた要件を削除するとともに、新たに公正性について、新規に登録を受けようとする者と特定手続を行い得る者の親会社－子会社関係及び役員の具体的構成に着目し、その情報処理機関の意思決定が特定企業等の強い影響下に置かれ、特定の者に対し有利又は不利な取扱いを行うことを防ぐ趣旨の規定を置くこととした。

具体的には、まず改正後の第19条第2号イにおいて、登録情報処理機関の登録の申請をした者（情報処理機関登録申請者）が他の株式会社又は有限会社の子会社に該当する場合は、登録を受けることができないこととしている。ここでいう「子会社」とは、商法第211条ノ2第1項に規定する「子会社」を意味する。

また、同号ロにおいては、情報処理機関登録申請者の役員に占める同一の者の役員又は職員（過去2年間に役員又は職員であった者を含む。）の割合が2分の1を超えるときは、その情報処理機関登録申請者は登録を受けられないこととした。これは、情報処理機関の役員の過半数が同一の出身母体の者で占められていた場合も、前述の子会社の場合と同様、その出身母体の強い影響下に置かれ、業務の公正性が損なわれるおそれがあるので、これを防ぐ趣旨である。

改正前においては、技術的能力及び公正性の他、ア 経理的基礎（第19条第1号）、イ 民法上の公益法人であること（同条第2号）、ウ その指定することによって情報処理業務の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと

(同条第3号)を指定の基準としていたが、アについては、具体的に登録情報処理機関に必要とされる経理的基礎(どのような財務状況にあるか等)を法令において明確に規定することは困難であり、むしろ、機関に対し財務情報の公開を義務付けることにより(⑤参照)間接的に機関の財務上の健全性を担保することが妥当であると考えられたことから、イについては、今改正の趣旨から当然に削除されるべきであることから、また、ウについては、当該基準は、指定情報処理機関の乱立を防止し、指定情報処理機関の経理の安定性を確保する趣旨で設けられたものであるが、一定の要件に適合していれば登録を受けることができるという登録制度を導入し、機関への新規参入を促進していくという今改正の趣旨とは相容れないのではないかと考えられたことから、それぞれ改正後の登録の基準には規定しないこととした。

第2項においては、登録は、情報処理機関登録簿に所定の事項を記載して行う旨規定している。登録簿に記載すべき事項は、登録を行った年月日、登録番号、登録を受けた者の氏名又は名称、住所、代表者の氏名、情報処理業務を行う事業所の名称、所在地である。

④ 登録の更新

◆特例法第19条の2

(登録の更新)

第十九条の二 第九条第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新に準用する。

本条は、新たに導入された登録情報処理機関の登録の更新について定めたものである。従来、公益法人に対しては、民法第67条第3項の規定に基づき主務官庁による立入検査が実施されてきた。具体的には、「公益法人の指導監督

体制の充実等について（平成13年2月9日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）において、「所管公益法人に対する立入検査は、少なくとも3年に1回実施すること」とされていた。この手続の中で、主務官庁は指定に係る業務も含め、その公益法人が行う業務の状況を調査し、問題があれば法人に対して改善を求めてきていた。また、公益法人要件を課している現行制度においては、指定の際の要件が満たされているかどうかについての確認も、この立入検査の中で行われてきた。

今改正により、登録情報処理機関として営利法人等が参入すると、このような主務官庁による定期的な監督が実施されないため、登録の基準への適合性を定期的に確認する制度上の手段がなくなることとなる。そこで、定期的に登録の基準への適合性を再審査するため、登録の更新制度を設けることとした。

更新期間は、従来3年に1回立入検査が行われてきた実態を踏まえ、3年を下らない政令で定める期間としている。政令においては、更新期間を3年と規定する。

第2項においては、更新の手続について、第17条（登録は経済産業省令で定めるところにより申請により行われること）、第18条（欠格条項）及び第19条（登録の基準及び登録簿）が準用されることを規定している。このため、登録の更新を受ける際に必要とされる手続及び機関が満たすべき要件は、当初登録を受けるときと何ら変わらない。

⑤ 財務諸表等の備付け及び閲覧等

◆特例法第24条

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第二十四条 登録情報処理機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書又は事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作

られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第四十六条において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 指定特定手続等を行った者その他の利害関係人は、登録情報処理機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録情報処理機関の定めた費用を支払わなければならない。

二 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

三 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって経済産業省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

今改正により、登録の基準（第19条第1項）において、一定の経理的基礎を有することを登録の要件としないこととしたのは前述のとおりである（15頁参照）。一方、登録情報処理機関の財務上の安定性が低く、突然業務を行うことのできない事態に陥ってしまうようなことがあれば、例えば、第7条第1項に基づき、登録情報処理機関に対し自らがした手続に係る書面に記載された磁気ディスクに記録すべきことを求めた者に不測の損害が生じるおそれがある。

そこで、登録情報処理機関の行う業務に利害関係を有する者が、登録情報処理機関の財務情報を入手したいというときには、いつでも情報を入手できる体制が整っていれば、登録情報処理機関はその財務的健全性を高めるよう努力す

ると予想される。このように、いわば利害関係者の監視により間接的に機関の財務的健全性を担保する方法がより望ましいと考えられたのである。

第1項においては、登録情報処理機関は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書を作成の上、5年間事業所に備えて置くべきことを規定している。これらは、書面であっても電磁的記録であってもよい。本項に違反した場合は、第30条第1号に基づき登録の取消しの原因となるとともに、第46条に基づき20万円以下の過料を科されることとなる。

第2項においては、指定特定手続等を行った者その他の利害関係人は、登録情報処理機関の業務時間内は、登録情報処理機関の定めた費用を支払えば、いつでも財務諸表等の閲覧等の請求ができるることを規定している。

通常、「利害関係人」の範囲には、法律上の利害関係を有する者を指し、事実上の利害関係を有するにとどまる者は含まれない。しかし、今回の改正により本規定を設ける目的は、単に既に登録情報処理機関と法律上の利害関係を有する者が財務情報を得られることではなく、広く登録情報処理機関に対し手続を行う者が登録情報処理機関の財務情報を入手し得る状況に置くことで、第三者の監視により間接的に登録情報処理機関の財務の健全性を確保することにある。法律上の利害関係人に限り財務諸表等の閲覧等ができるとしたのでは、このような本規定の目的が達成されないおそれがある。このため、本規定においては、法律上の利害関係人以外の事実上の利害関係を有する者も含むという趣旨で、特に、情報処理業務を行うべきことを直接に登録情報処理機関に求め得る「指定特定手続を行った者」を例示している。

利害関係人が請求できる事項は、具体的には以下のとおりである。

- ア 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は
　　謄写の請求
- イ アの書面の謄本又は抄本の請求
- ウ 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記
　　録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したもの閲

覧又は謄写の請求

(「経済産業省令で定める方法」は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。)

エ ウの電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって経済産業省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(「電磁的方法であって経済産業省令で定めるもの」は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて受信者の使用に係る電子計算機に送信する方法（インターネットによる送信等が考えられる。）又は磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物に記録し、かつ、これを交付する方法（フロッピーディスク等を交付する方法が考えられる。）のうち、登録情報処理機関が定める方法とする。）

なお、閲覧等の請求の際に必要な費用は登録情報処理機関が定めることとなるが、その金額は、当該請求に係る実費相当となる。本項に違反して請求を拒んだ者には、第46条に基づき20万円以下の過料が科されることとなる。

⑥ 役員の選任及び解任並びに解任命令

◆特例法第25条

(役員の選任及び解任)

第二十五条 登録情報処理機関は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を特許庁長官に届け出なければならない。

改正前の第25条においては、指定情報処理機関の中立・公正性を担保するため、役員の選任及び解任は、特許庁長官の認可を受けなければその効力を生じない旨規定されていた。また、第26条において、指定情報処理機関の役員が関係法令の規定又は業務規定に違反した場合には、特許庁長官は当該機関に

対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる旨規定されていた。

今改正により公益法人要件が撤廃されると、株式会社等の営利法人が参入し得るようになる。これらの者については、役員の選解任は、株主総会決議によること等が商法等において規定されていることから、役員の選解任について特許庁長官の認可を効力発生要件とし、また、特許庁長官が役員の解任命令を発することができることとすると、商法等の規定と抵触することとなる。

他方、役員については、機関の業務の公正性を確保する観点からその構成が登録の基準となっている（第19条第1項第2号ロ）ため、登録の際にその構成が不適当であれば当該機関は登録を受けることができないし、事後的に役員の異動等によりその構成が第19条第1項第2号ロに該当するに至ったとしても、第28条の適合命令に基づき特許庁長官は是正を促すことが可能である。

そこで、役員の選任及び解任についての認可制並びに特許庁長官による役員の解任命令を廃止する一方、登録要件及び適合命令の発動要件となっている役員の構成を特許庁長官が常に把握するため、役員の選解任があった場合には、遅滞なくその旨を特許庁長官に届け出させることとした。なお、本条に違反し、登録情報処理機関が届出を行わない場合には、特許庁長官は、第30条第1号に基づき登録を取り消し、又は業務の停止を命ずることができる。

また、解任命令の廃止に伴い、解任命令を受けた者に係る欠格条項も削除することとする（第18条）（②参照）。

◆特例法第32条

（聴聞の方法の特例）

第三十二条 第三十条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

2 (略)

行政手続法においては、不利益処分に係る聴聞に関し、聴聞の期日における

審理は、原則として非公開によるべき旨を規定している（同法第20条第6項）。改正前の特例法においては、解任命令及び指定の取消し等に係る聴聞については、同法の例外として公開によるべきことを本条で規定していたが、解任命令の削除に伴い、規定を整備する。

⑦ 適合命令及び改善命令

◆特例法第28条及び第29条

(適合命令)

第二十八条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第十九条第一項各号に適合しなくなったと認めるときは、その登録情報処理機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第二十九条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第二十条の規定に違反していると認めるとき、その他情報処理業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その登録情報処理機関に対し、情報処理業務を行うべきこと又は情報処理業務の実施の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

改正前においては、第29条第1項で、指定情報処理機関が第19条第1項から第3号まで（第4号は、指定情報処理機関の乱立防止規定であり、いったんこの要件を充足すると認められて参入したのに、事後的に本要件に適合しなくなることは通常有り得ないし、仮にあったとしても、それは指定情報処理機関が自ら解決できる性質の事項ではないから、適合命令の対象には含まれていない。）に規定する指定の基準に適合しなくなった場合には、特許庁長官が当該機関に対し必要な措置をとるべき旨を命ずることを規定し、ま

た、第29条第2項で、その他、本法施行のため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し情報処理業務に關し監督上必要な命令をすることができる旨規定していた。

適合命令については、改正後の第19条では適合命令の対象とされていなかった指定情報処理機関の乱立防止に係る指定の基準が削除されたことから、第19条第1項の各号の規定に適合しなくなったときは、一律に適合命令の対象とする旨の改正を行った。

なお、適合命令に違反した場合には、特許庁長官は登録を取り消し、又は業務停止を命ずることができるのは、改正前と同様である。

次に、改正前の第2項では、特許庁長官は「この法律を施行するため必要があると認めるとき」に指定情報処理機関に対し「監督上必要な命令」を発することができるという一般的な監督命令の規定を置いていた。これは、命令を発する根拠についても、また、命令の内容についても、広範に認めているものである。

しかし、公益法人要件を撤廃して、本来主務官庁の監督を受ける公益法人とは異なる営利法人等が参入してきた場合にも、このような一般的な監督権限を特許庁長官に与えることは、法人の自由な事業活動を過度に制限するおそれがあり、適当ではない。業務の公正性が阻害される場合であるとか、業務を行うべきことを依頼されたにもかかわらずその機関がいつまでたっても業務を行わないような、制度の運営上真に必要とされるような場合に特許庁長官が必要な命令を発することができることを規定すれば足りるものと考えられる。

このため、従来の第29条第2項を削除するとともに、新たに第29条に改善命令に係る規定を置いた。具体的には、特許庁長官は、登録情報処理機関が業務実施義務に違反していると認めるときその他情報処理業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その登録情報処理機関に対し、情報処理業務を行うべきこと又は情報処理業務の実施方法等の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる旨を規定した。

⑧ 登録の取消し等

◆特例法第30条

(登録の取消し等)

第三十条 特許庁長官は、登録情報処理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて情報処理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一～三 (略)

四 第二十二条第三項又は前二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により登録を受けたとき。

前述のとおり、役員の解任命令が削除されたこと、特許庁長官の包括的な監督命令が削除され、改善命令が新設されたことに伴い、これらの命令違反が登録の取消し等の原因となる旨規定する本条第4号の規定を整理した。

⑨ その他

以下の条文では、「指定」「指定情報処理機関」の語が用いられていたため、これらを「登録」「登録情報処理機関」に改めた。

・第17条、第20条から第23条まで、第26条から第29条まで第31条、第33条から第35条まで及び第40条

(2) 登録調査機関

① 登録調査機関と調査業務

◆特例法第36条第1項

(登録調査機関の登録等)

第三十六条 特許庁長官は、その登録を受けた者（以下「登録調査機関」という。）に、特許出願の審査に必要な調査のうちその特許出願に係る

発明と同一の技術の分野に属する発明又は考案に関するものであって政令で定めるもの及び出願公開の際に必要な調査のうち願書に添付した要約書の記載が特許法第三十六条第七項の規定に適合しているかどうかについてのもの（以下「調査業務」という。）を行わせることができる。

2 (略)

本項においては、特許庁長官の登録を受けた者（登録情報処理機関）に、本項に規定する調査業務を行わせることができると規定している。なお、改正前においては、「特許庁長官は、経済産業省令で定めるところにより、その指定する者に、…（中略）…を行わせることができる。」と規定し、経済産業省令では指定を受けようとする者が指定の申請をする場合の具体的な手続を定めていたが、本項の規定上は、経済産業省令において規定すべき事項が必ずしも明らかではなかった。このため、本項から省令委任規定を削除し、登録の申請手続については第2項に基づく経済産業省令の規定で定めることとした。

②登録の区分

◆特例法第36条第2項

（登録調査機関の登録等）

第三十六条 (略)

2 前項の登録は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める区分ごとに、調査業務を行おうとする者の申請により行う。

指定調査機関制度について公益法人要件を撤廃し登録制度に移行する趣旨は、特許庁における審査処理を促進する観点から調査業務への新規参入を促進することにあるが、調査業務は、様々な技術分野について行われる先行技術調査を含んでおり、これらすべての業務を行い得る設備・人員等を揃えるためには多大な投資を必要とする。このため、実質的に登録を受けられるだけの能力

を有する者が非常に限定されることとなるおそれがある。例えば、先行技術調査は、特許出願の対象となる各技術分野について行われるが、これらの技術分野すべてにわたり一定の技術的知見を有する者を集め、どの分野の先行技術調査にも対応できる体制を構築するための費用が、新規参入に対する事実上の障壁となる可能性がある。

このため、経済産業省令において登録の区分を新たに設け、調査業務をその必要とする技術的能力等に応じて複数の区分に分け、一部の業務を行いうる能力を有していれば、その業務分野に限り登録を受けることを認めることとする。

③ 登録の基準

◆特例法第37条

(登録の基準)

第三十七条 特許庁長官は、前条第二項の規定により登録の申請をした者（以下この条において「調査機関登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。
この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

二 次のいずれかに該当する者が調査業務を実施し、その人数が前条第二項の区分ごとに十名以上であること。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学を卒業した者であって、科学技術に関する事務（研究を含む。口において同じ。）に通算して四年以上従事した経験を有し、かつ、独立行政法人工業所有権情報・研修館が行う研修を修了したもの

ロ 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学

校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校を卒業した者であって、科学技術に関する事務に通算して六年以上従事した経験を有し、かつ、イの研修を修了したもの

ハ イ及びロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

二 電子計算機及び調査業務に必要なプログラムを有すること。

三 調査機関登録申請者が、特定の者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

1 調査機関登録申請者が他の株式会社又は有限会社の子会社であること。

ロ 調査機関登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあっては、業務執行権を有する社員）に占める同一の者の役員又は職員（過去二年間にその同一の者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

2 前条第二項の登録は、調査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が調査業務を行う区分

四 登録を受けた者が調査業務を行う事業所の名称及び所在地

調査機関への参入を促進するためには、法律上に明示された一定の要件を満たす場合には、行政庁の裁量の余地なく登録を受けられることとするのが適当である。

このため、本条第1項においては、登録の申請があり、かつ、その申請が本条に列挙した登録の基準のすべてに適合するときは、特許庁長官は、その者を登録調査機関として登録しなければならないことを規定するとともに、登録の基準の詳細を同項各号に規定した。

第1号は、登録調査機関において調査業務を実施する者が具备すべき要件及びその人数を定めている。調査業務は、調査業務を実施する者個々の専門的知識等の個人的資質によるところが大きく、必要な能力を有さない者が調査業務を行った場合には、調査業務の質が低下し、結局、特許庁において改めて審査官が当該調査業務をやり直す必要が生じるなど、特許審査の迅速性に与える影響が大きい。そこで、調査業務を実施する者に必要とされる能力を定めるとともに、最低限備えるべき人数についても、各区分ごとに10名以上を要する旨を定めた。

具体的な能力要件としては、一定の学歴、職務経験、研修を修了していることが求められており、これらをイ及びロに規定している。この他、ハにおいて、イ及びロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者についても要件に適合する旨規定している。これは、例えば、我が国の学校教育法に基づかない外国の大学を卒業し、イに規定する職務経験を有し研修を修了している場合等、イ又はロには該当しないが、明らかに前述のイ又はロと同程度の能力を有する場合を想定している。

改正前においても、第37条第1号において一定の知識経験を有する者を一定数揃えることが要求されていたが、具体的な要件は経済産業省令に委任されていた。今改正において、この経済産業省令で定められていた要件について、要件の明確化を図るために法律上に規定を引き上げるとともに、必要とされる要件の見直しを行ったものである。

第2号は、登録調査機関が備えるべき機器等について規定している。調査業務は、特許出願に係る先行技術の有無について、検索システム等を用いて調査をし、新規性の有無等についての判断材料を特許庁の審査官に提供することがその主たる業務であるが、このような業務を行う上では、先行技術の検索を行うための検索システム（プログラム）及びそれを実行するための端末が必要となるため、これらを保有することを登録要件としたものである。改正前においては、この点に関し、「情報処理業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること。」（第2号）と規定していたが、今回この内

容をさらに明確化した。

第3号では、登録調査機関の業務の公正性に係る要件を定めている。改正前においては、第3号で「その役員又は職員の構成が調査業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること」、第4号で「調査業務以外の業務を行っているときは、その業務を行うことによって調査業務が不公正になるおそれがないものであること」を指定の基準としていた。調査業務は、特許庁における審査の結果に重大な影響を及ぼすものであり、公正性が求められるためである。調査業務に公正性が求められることは法改正後も変わるものではないが、業務の公正性については、事後的な監督措置が充実していれば参入時に公正性を要求する必要性は薄いと考えられること、改正前の第2号及び第3号の規定は必ずしも機関が満たすべき具体的要件を明らかにしていなかったことから、従来の第2号及び第3号に規定されていた要件を削除するとともに、新たに公正性について、新規に登録を受けようとする者と出願人となりうる者の親会社－子会社関係及び役員の具体的構成に着目し、その調査機関の意思決定が特定企業等の強い影響下に置かれ、特定の者に対し有利又は不利な取扱いを行うことを防ぐ趣旨の規定を置くこととした。

具体的には、まず改正後の第37条第3号イにおいて、登録調査機関の登録の申請をした者（調査機関登録申請者）が他の株式会社又は有限会社の子会社に該当する場合は、登録を受けることができないとしている。ここでいう「子会社」の定義は、第19条第2号イにおけるものと同様である。

また、同号ロにおいては、調査機関登録申請者の役員に占める同一の者の役員又は職員（過去2年間に役員又は職員であった者を含む。）の割合が2分の1を超えているときは、その調査機関登録申請者は登録を受けられないこととした。これは、調査機関の役員の過半数が同一の出身母体の者で占められていた場合も、前述の子会社の場合と同様、その出身母体の強い影響下に置かれ、業務の公正性が損なわれるおそれがあるので、これを防ぐ趣旨である。

改正前においては、技術的能力及び公正性の他、ア 経理的基礎（第37条第2号）、イ 民法上の公益法人であること（同条第3号）、ウ その指定をするこ

とによって情報処理業務の適確かつ円滑な実施を阻害することとなること（同条第4号）を指定の基準としていたが、アについては、具体的に登録調査機関に必要とされる経理的基礎（どのような財務状況にあるか等）を法令において明確に規定することは困難であり、むしろ、機関に対し財務情報の公開を義務付けることにより（前述の第24条を第39条において準用）間接的に機関の財務上の健全性を担保することが妥当であると考えられたことから、イについては、本改正の趣旨から当然に削除されるべきであることから、また、ウについては、当該基準は、指定調査機関の乱立を防止し、指定調査機関の経理の安定性を確保する趣旨で設けられたものであるが、一定の要件に適合していれば誰でも登録を受けることができるという登録制度を導入し、機関への新規参入を促進していくという今改正の趣旨とは相容れないのではないかと考えられたことから、それぞれ改正後の登録の基準には規定しないこととした。

第2項においては、登録は、登録機関登録簿に所定の事項を記載して行う旨を規定している。登録簿に記載すべき事項は、登録情報処理期間の場合と基本的に同様であるが、登録調査機関について登録の区分が設けられたことに伴い、これも記載事項とした。

④ 登録情報処理機関に係る監督規定の準用

◆ 特例法第39条

（準用）

第三十九条 第十八条、第十九条の二、第二十一条から第三十二条まで、第三十四条（第五号を除く。）及び第三十五条の規定は、登録調査機関に準用する。この場合において、第十八条中「特許等関係法令」とあるのは「特許法、実用新案法若しくはこの法律又はこれらの法律に基づく命令」と、第十九条の二第二項中「前三条」とあるのは「第三十六条第二項、第三十七条及び第三十九条において準用する第十八条」と、第二十一条、第二十二条第一項及び第三項、第二十三条、第二十六条、第二

十九条、第三十条、第三十一条第一項、第三十四条並びに第三十五条中「情報処理業務」とあるのは「調査業務」と、第二十四条第二項中「指定特定手続等を行った者」とあるのは「特許出願人」と、第二十五条中「役員」とあるのは「役員又は調査業務実施者」と、第二十八条中「第十九条第一項各号」とあるのは「第三十七条第一項各号」と読み替えるものとする。

改正前においては、原則として指定調査機関に対する監督規定の多くは指定情報処理機関に係る規定を準用しており、改正後もその基本構造は踏襲されることとなるが、以下に述べるとおり、改正前と相違点が存在する。

ア 第19条の2に、登録の更新に係る規定が新設されたことを踏まえ、同条を準用することとした。

イ 第24条に新たに規定された財務諸表等の備付け及び閲覧等に係る規定についても準用するとともに、所要の読み替え規定を置いた。なお、読み替え規定においては、財務諸表等の閲覧等を求めることができる利害関係人の例示として、登録調査機関の行う調査業務の結果に深い関係を有する「特許出願人」を規定した。

ウ 改正前の第26条に規定されていた役員の解任命令が削除されたが、改正前の第39条においては、第26条を準用するとともに、「役員」を「役員又は調査業務実施者」と読み替え、調査業務実施者についても解任命令の対象としていた。しかし、特許庁長官が、登録調査機関の個々の従業者に対してまで強い監督権限を有することは、機関がその業務を自由に行うことを阻害し、また、機関の意思決定についてより強い影響力を有する役員に対する解任命令を今回廃止することとのバランスから考えれば適当ではないと考えられること、さらに、調査業務実施者が行った調査の結果は、特許庁の審査の重要な判断材料となるものであるが、個々の調査業務実施者が行う調査業務が不適当である場合には、当該登録調査機関に対し改善命令を発して何らかの是正措置を促し、なお機関の側において改善が図ら

れない場合には、登録を取り消すことによって対処することができるため、あえて解任命令を設ける意義はないと考えられたことから、登録情報処理機関の役員の解任命令の削除に従い、第26条の読み替規定を削除することとした。

- エ 登録の更新の手続においては、登録の手続の際の規定が準用されることになる。具体的には、登録の更新の申請が経済産業省令で定めるところにより経済産業省令で定める区分ごとに調査業務を行おうとする者の申請により行われること、登録の際の欠格事由に該当していれば登録の更新を受けられないこと、登録の基準に適合していなければ登録を受けることができないことの3つであるが、これらの準用のため第19条の2の読み替規定を整備した。
- オ 特許庁長官の包括的な命令権限の削除及び改善命令に係る規定の新設に伴い、準用する条文を整理した。
- カ その他、指定から登録への名称の変更等に対応し、所要の規定の整備を行った。

⑤ その他

◆特例法第38条

(調査業務の実施義務等)

第三十八条 登録調査機関は、特許庁長官から調査業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その調査業務を行わなければならない。

2 登録調査機関は、調査業務を行うときは、前条第一項第一号に規定する者（以下「調査業務実施者」という。）に実施させなければならない。

指定調査機関の文言を登録調査機関に改めるとともに、第37条の項の新設を反映し、規定の整備を行った。

(3) 罰則

① 財務諸表等の備付け及び閲覧等に係る罰則の新設

◆特例法第46条

第四十六条 第二十四条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第二十四条第二項各号（第三十九条において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

第24条第1項及び第2項（第39条において準用する場合を含む。）においては、登録情報処理機関及び登録調査機関に対し財務諸表等の事業所への備付けを義務付けるとともに、利害関係人の求めがあった場合に、閲覧に供する等の義務をも課している。これらの義務に違反した者は、20万円以下の過料に処する旨を規定したものである。

② その他

以下の条文では、「指定」「指定情報処理機関」の語が用いられていたため、これらを「登録」「登録情報処理機関」に改めた。

・第43条から第45条まで

4. 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

改正法においては、登録調査機関の登録の基準として、一定の知識経験を有し、独立行政法人工業所有権情報・研修館の実施する研修を修了した者を一定数備えることを求めている。独立行政法人工業所有権総合情報館の業務に研修業務が追加され、独立行政法人工業所有権情報・研修館となるのは、平成16

年10月1日である（第8章参照）。

また、民間法人等が新たに参入する場合、特許庁内の発注及び納品管理システムや、特許庁と新たな機関とのデータの受渡し等の体制を構築する必要がある。これらの準備期間として公布後数ヶ月程度の期間を置くことが必要である。

したがって、指定調査機関制度等の見直しに係る規定の施行期日については、平成16年10月1日とする。

（2）経過措置

◆附則第4条

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の改正に伴う経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（以下「新特例法」という。）第九条第一項又は第三十六条第一項の登録を受けようとする者は、附則第一条ただし書第三号に掲げる規定の施行前においても、その申請を行うことができる。新特例法第二十二条第一項（新特例法第三十九条において準用する場合を含む。）の規定による業務規程の認可の申請についても、同様とする。

2 附則第一条ただし書第三号に掲げる規定の施行の際に第三条の規定による改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（以下「旧特例法」という。）第九条第一項の指定を受けている者は、同号に定める日（以下「一部施行日」という。）に新特例法第九条第一項の登録を受けたものとみなす。

3 附則第一条ただし書第三号に掲げる規定の施行の際に旧特例法第三十六条第一項の指定を受けている者は、一部施行日に新特例法第三十六条第二項の経済産業省令で定める区分のすべてについて同条第一項の登

録を受けたものとみなす。

- 4 前二項に定めるもののほか、一部施行日前に旧特例法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新特例法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、新特例法又はこれに基づく命令の相当の規定によつしたものとみなす。
- 5 (略)
- 6 旧特例法第九条第一項に規定する情報処理業務に従事する同項に規定する指定情報処理機関の役員又は職員であった者に係る当該業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務及び旧特例法第三十六条第一項に規定する調査業務に従事する同項に規定する指定調査機関の役員又は職員であった者に係る当該業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、附則第一条ただし書第三号に掲げる規定の施行後も、なお従前の例による。
- 7 附則第一条ただし書第三号に掲げる規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

① 施行前の登録の申請（附則第4条第1項）

指定制度から登録制度に移行するに当たり、施行日以後でないと登録の申請をすることができないとしたのでは、新たに登録機関となろうとするものが、施行直後に業務を開始することができなくなることが考えられる。新規参入を促進する観点からは、既存の機関と新規参入する機関が施行時に同時に同一のスタートラインに立つことを可能とする必要がある。このため、登録の申請及び業務開始前に行うことが義務付けられている業務規程の認可の申請については、施行日前から行うこととする。

なお、本項に基づく登録の申請は、公布の日又は平成16年4月1日のいづ

れか遅い日から行うことができるとされており、実際には、本改正法の公布の日から行うこととなることとなっている。

② 改正前の規定に基づく指定の改正後の規定に基づく登録へのみなし（附則第4条第2項及び第3項）

改正前の規定に基づき指定を受けている者もすべて改正後の規定の施行に伴い新たな登録の手続を行わなければならないこととすると、場合によっては、改正後の規定の施行時に新法に基づく登録を受けている者が1つも存在しない、という事態も起こりうる。

他方、改正後の規定における登録の基準は、公益法人要件を削除したり、機関の乱立防止に係る要件を削除するなど、改正前の規定における指定の基準を緩和するものであり、改正前の規定に基づき指定を受けている者は、改正後の規定における登録の基準にも適合しているものとみなすことが可能である。

また、施行に伴い、登録機関は3年を下らない政令で定める期間ごとに登録の更新を受けることとなるが、改正前の規定に基づいて指定を受けている者をそのまま改正後の規定において登録を受けている者とみなす場合、いつの時点で登録の更新を受ける必要があるかを明らかにする必要がある。

このため、改正前の規定に基づき指定を受けている者は、施行日に改正後の規定に基づく登録を受けたものとみなすこととする。

なお、登録調査機関については登録の区分が新設されるが、これは改正前の規定に基づく指定調査機関の行う業務を細分化したものであるから、改正後の規定に基づく指定調査機関が行うことのできる業務範囲は、改正前の規定に基づく全ての区分の範囲と同様である。したがって、改正前の規定に基づく登録調査機関は、すべての区分について登録を受けたものとみなすこととする。

③ 処分等の効力（附則第4条第4項）

このほか、改正前の規定と改正後の規定との連続性を保たせるため、改正前の規定又はこれに基づく命令の規定によってした処分・手続等で改正後の規定

又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものについては、改正後の規定又はこれに基づく命令の規定によったものとみなすことが必要である。

例えば、改正前の規定に違反して改正前の指定を取り消された場合には、改正後の規定における登録の欠格事由となる。

④ 指定機関の役職員の秘密保持義務及び役職員への罰則の適用（附則第4条 第6項及び第7項）

改正前の規定においては、指定機関の役職員及び役職員であった者に対する秘密保持義務を課しているが、この義務は、指定機関制度が廃止された後も存続することとともに、秘密保持義務違反に対しては改正前の規定に基づく罰則が適用されることとする。

また、その他施行日前にした行為について、改正前における罰則の規定は施行日以後も適用があることを明確化する。